

組 対 第 2472号

平成19年9月26日

埼玉県警察本部長

犯罪収益対策推進要綱の制定について（通達）

（概要）

本通達は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第1項に規定される犯罪収益が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長すること、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること等から、犯罪収益の移転防止を図り、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ組織への資金供与の防止等を徹底するため、

- 犯罪収益対策の推進体制
- 犯罪収益の剥奪
- 犯罪収益対策に係る県民の理解の促進

等について定めている。